

地域ごとのまちづくり計画対話シート

作成日：令和5年（2023年）11月16日

作成者：（課名）市民協働推進課

（氏名）中川

1 基本情報

項目	入力欄
まちづくり協議会名	安倉地区まちづくり協議会
地域ごとのまちづくり計画	<p>【基本目標】</p> <p>1. 安全・防犯「人々が安心して暮らせるまち」</p> <p>【具体的な取り組み】</p> <p>1-7すべての公園の植栽の適正な伐採要望（視認性を高める） 2-6一旦停止線の線引き要望（安倉第4公園T字路）、安倉中学校北西角の変則十字路の安全対策要望 4-2中山安倉線の歩道空間の改善要望（ガードレールの設置による安全確保、街路樹の植え替えなど）</p>
取組内容の関係課	道路建設課 道路管理課 公園河川課 防犯交通安全課

2 対話の状況

<p>(1) 実施概要</p> <p>ア 日時： 令和5年（2023年）11月6日 14時30分から16時10分まで</p> <p>イ 場所： 宝塚市役所2階 1-1会議室</p> <p>ウ 出席者： 以下のとおり</p> <p style="padding-left: 40px;">＜安倉地区まちづくり協議会＞</p> <p style="text-align: center;">●</p> <p style="padding-left: 40px;">＜関係課＞</p> <p style="padding-left: 80px;">道路建設課 濱田課長 道路管理課 石川係長 石原 公園河川課 雑賀課長 防犯交通安全課 池上係長</p> <p style="padding-left: 40px;">＜協働の取組推進担当次長＞</p> <p style="padding-left: 80px;">羽田選挙管理委員会事務局長</p> <p style="padding-left: 40px;">＜市民協働推進課＞</p> <p style="padding-left: 80px;">立花 中川</p>
<p>(2) 確認できたこと</p> <p>ア 1-7、2-6（安倉南第4公園東側出入口について車からの見通しが悪く危険であるため、車の運転者に公園出入口があることを知らせる対策をとれないか。）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 公園河川課から、道路からの公園内の見通しが良くなるように、11月に剪定を行う。剪定前にまち協の皆さんと協議し、剪定方法を定める。また、飛び出し注意看板の設置についてはラミネート加工したものを直ちに設置する。飛び出し注意看板設置の詳細については剪定の際にまち協と調整を行う。・ 道路管理課から、路面への色塗りについては、基本、道路が交差するところに塗っている。公園出入口は対象外。今回公園河川課で対策を行うので、様子を見たい。公園周辺の道路に路側帯及びT字マークの路面標示の敷設については、既に実施済み。・ 防犯交通安全課から、公園出入口付近への足跡マーク敷設については、アスファルトの面が荒いたため、マーク設置には向かない。・ 市から、別件の水路に生えている木の処理については、所管課の確認を行う。その他の事項については必要に応じて担当課と協議することとし、当該対話は終了する。 <p>イ 4-2 安倉中交差点から北側の歩行者の安全確保策と高架下の見通し確保策（市道）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 公園河川課から、低木剪定、除草は年3回行っている。前回の対話後すぐに2回目を完了した。1月ごろに3回目を予定している。高木の定期的な剪定は2年に1回。支障があったり、要望が入れば剪定を行っている。・ まち協から、上の池公園内にある小屋のようなものは必要なものか。北側に公園の出入口があるが、小屋が陰になり、雨が降った後は非常にぬかるむため歩みにくい。小屋がなければそこそのスペースになる。・ 公園河川課から、何の建物かも含めて確認する。・ 市から、公園内の建物については公園河川課が確認を行い、まち協へ回答する。歩道の植栽については、年間スケジュールに従い剪定を行い、支障となるところがあれば別途連絡をして剪定の調整を行うこととし、当該対話は終了する。 <p>ウ 2-6 安倉中学校北西角の変則十字路の安全対策予防</p> <ul style="list-style-type: none">・ 道路管理課から、交差点の十字路マーク敷設については、水道局工務課による舗装工事が終了次第実施する。十字の舗装は1日あればできるので年度内に対応可能。中学校側にあるミラーについては、田んぼ側への移設が可能か田んぼの所有者に確認したところ断られた。年度内に現状60cmサイズから標準サイズの80cmサイズ変更する。・ 公園河川課から、道路植栽の剪定は年3回行っており、3回目を1月に予定している。現状高さが違う部分を低い植栽に揃えて剪定を行う。

- まち協から、交差点をえんじ色に塗ることは可能か。
- 道路管理課から、対応可能だが、ミラーのサイズ変更や十字路マークの対策を実施するため、その後の状況について様子を見ることとし、当該対話は終了する。

工 新規案件

- (1) 国道176号線の抜け道となっている市道の安全対策（安倉中5丁目）
走行車両の減速対策
 - まち協から、速度30キロの表記やダイヤモンドマーク、横断歩道の設置は可能か。
 - 道路管理課から、止まれ標記の後ろに、「速度落とせ」と表記することは可能。規制に関するものは警察の所管になる。
 - まち協から、白線を引くことはどうか。
 - 道路管理課から、白線を引くと路側帯という扱いから駐停車をすると交通規制の対象となるため、敬遠される方は多い。家が建ち並んでいるため慎重にする必要がある。
 - 市から、年度内に「速度落とせ」の注意喚起表示を行うこととし、当該対話は終了する。
- (2) 安倉第2会館から有馬街道に出る交差点へのカーブミラーの設置について
 - まち協から、新たに田んぼに家が建ったため、公園側からくる歩行者や自転車が左側が見えなくなっている。カーブミラーを設置して欲しい。十字マークを書くのもいいが。
 - 道路管理課から、公園の中の色付きの道は認定道路になる。当該道路からの見通しについて現地確認を行ったが、視野角がミラーの設置基準に達しておらず、ミラーの設置は難しい。十字マークは設置可能なので、それに対応することとし、当該対話は終了する。
- (3) 県住北東角三叉路までの間のグリーンベルトについて
 - まち協から、児童が県住横の用水路前を通っているが、グリーンベルトがない状況である。用水路にグレーチングをかけて歩道にするなど対策はできないか。
 - 道路管理課から、道路幅員が狭いことからグリーンベルトの設置は困難である。
 - グレーチングをかけるところがあるか、高低差はどうかなど現地確認を行う。
 - この案件については、対話の場で進めるのか担当課との個別対応とするのかまち協側と協議する。